

項目	2 盛土対策の効果及び課題と今後の方針について
答弁者	知事
質問要旨	<p>熱海市伊豆山地区で発生した土石流災害を受け、国は、盛土規制法を整備し、規制を行うこととした。</p> <p>県は、県盛土条例により盛土行為の許可や監視・指導に努めており、「盛り土110番」なども活用し、不適切盛土の防止に取り組んでいる。また、対応の緊急性が高い盛土については、行政代執行による土砂の撤去や応急対策の実施など、安全性を確保するための対策が進められている。</p> <p>しかし、不適切盛土は、未だに県内に160箇所が存在し、不安を抱えた住民が安全かつ安心な生活を取り戻すには、まだ長い時間がかかる。</p> <p>こうした状況で盛土規制法の運用が開始される。法では、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在した制度上の課題を乗り越え、危険な盛土等を隙間なく規制する。また、行為の目的や、土地の利用区分にかかわらず、人家等に被害を及ぼしうる盛土等が規制される。加えて、罰則について、条例による罰則の上限より高い水準に設定するなど、盛土等に対する規制が強化されている。</p> <p>これまでの定例会でも、盛土規制法の運用開始時期や、盛土条例の見直しの方向性などについて質問がされた。県当局からは、令和7年5月26日に規制区域を指定して盛土規制法の運用を開始する予定であり、合わせて県盛土条例を改正し、災害防止は盛土規制法で規制し、生活環境の保全は盛土条例で規制する方向で検討を進めているとの答弁があった。さらに、議会では、特別委員会により盛土政策に関するあり方について議論がされ、9月議会において提言が行われ、県民の安全と生活環境を守り、かつ円滑な経済活動が実現できるよう、速やかな盛土条例の見直しなどが求められた。</p> <p>そこで、盛土規制法の運用を来年5月に控え、県当局は今までの盛土対策の効果及び課題をどのように認識しているのか、また、今後盛土行為の適正化について、特別委員会からの提言も踏まえ、どのような方針で行っていくのか伺う。</p>

<答弁内容>

曳田議員にお答えいたします。盛土対策の効果及び課題と今後の方針についてであります。

県では、熱海市伊豆山地区土石流災害のような災害が二度と起きることのないよう、盛土条例に基づき盛土行為の適正化を進めてまいりました。

これまでに、「盛り土110番」に寄せられた県民の皆様からの通報や、職員が巡回パトロールで把握した不適切盛土に対して、速やかに監視指導を行い、土砂の搬入を停止させるなど、10月末時点で66件の是正が完了しております。こうした取組により、盛土による災害の未然防止や生活環境の保全に一定の効果を挙げていると認

識しております。

一方で、課題としましては、議員御指摘のとおり、行為者不明や資金不足などの理由で、是正が完了していない不適切盛土が未だに数多く存在していることが挙げられます。また、条例による手続の煩雑さなどの負担軽減を求める御意見も頂いております。

今後は、盛土行為の適正化の更なる推進に向けて、災害防止の規制は条例よりも厳しい盛土規制法に委ねることとし、盛土条例は生活環境の保全を目的とした条例に改正する方針であります。

盛土規制法につきましては、災害防止の観点から必要な手続等を定めた施行条例案を本議会にお諮りしており、県内各地で偏りなく不適切盛土を防止するため、許可対象規模を規制の厳しい区域に合わせる規定等を盛り込んでおります。また、運用開始後は、土地所有者等に対し、盛土が行われた土地を常時安全に維持するよう指導を徹底してまいります。

盛土条例につきましては、県議会の特別委員会からの御提言等を踏まえ、汚染のおそれがないことを確認した盛土等については、手続の簡略化などをした上で、生活環境の保全のための規制を維持してまいります。

県といたしましては、法律と条例による適切な規制を通じて、県民の皆様の安全と安心の確保に全力で取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、関係部局長、がんセンター局長、教育長及び警察本部長から御答弁申し上げます。